

岐阜県公報

第二千四百三十四号
平成二十五年四月五日

(金曜日)

目次

告示

身体障害者福祉法に基づく医師の指定

(身体障害者更生相談所) 二四二^{ページ}

告示

収用及び使用の裁決手続の開始決定の更生決定

(収用委員会) 二四二

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 二四二

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(同) 二四三

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(商業流通課) 二四三

平成二十六年岐阜県農業大学校入学試験の実施

(農業経営課) 二四三

都道府県青年農業者等育成センターの名称の変更の届出に

(同) 二四五

関する公示

(同) 二四五

農地保有合理化事業規程の変更の承認

(農村振興課) 二四五

土地改良区の解散

(農地整備課) 二四五

県営土地改良事業計画の決定

(同) 二四五

県営土地改良事業の変更計画の決定

(同) 二四六

土地改良事業の工事の完了

(同) 二四六

公共測量の終了

(用地課) 二四六

市街地再開発組合の事業計画変更認可

(街路公園課) 二四六

市街地再開発組合の解散認可

(同) 二四七

告 示

岐阜県告示第二百二十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次のとおり指定したので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）第五条の規定により告示する。

平成二十五年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

担当科目	医師氏名	勤 務 場 所	指 定 年 月 日
整形外科	仁科 直文	多治見市民病院	平成二十五年四月五日
同	尾崎 智史	いとつ整形外科	同
内 科	藤塚 宜功	東海中央病院	同
外 科	渡邊 卓哉	同	同
同	上松 孝	美濃市立美濃病院	同
同	今井 直基	木沢記念病院	同
産婦人科	西川有紀子	同	同
神経内科	高木伸之介	県立多治見病院	同
内 科	福田 和史	西美濃厚生病院	同
同		養老町押越九八六	同
同		多治見市前畑町五一	同
同		美濃加茂市古井町下古井五九〇	同
同		美濃市中央四三	同
同		各務原市蘇原東島町四六二	同
同		多治見市太平町六一	同
同		同	同

循環器内科 呉 正次 大垣徳洲会病院 大垣市林町六 八五 同

収用委員会告示

岐阜県収用委員会告示第四号

収用及び使用の裁決手続の開始に関する告示(平成二十五年岐阜県収用委員会告示第一号)において公告した土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の規定による収用及び使用の裁決手続の開始の決定について、土地所有者の氏名及び住所の更正の決定をしたので、次のとおり公告する。

平成二十五年四月五日

岐阜県収用委員会

会長 毛利 哲 朗

一 更正決定の内容

「四 土地所有者の氏名及び住所」中

土地登記簿権利部共有者
(亡)磯野 孝一(持分一六二分の二)の法定相続人
磯野 さか系(法定相続分六四八分の二)
磯野 孝博(法定相続分六四八分の二)
磯野 悦子(法定相続分六四八分の二)

岐阜県各務原市鷺沼羽場町二丁目一八〇番地

を

土地登記簿権利部共有者

岐阜県各務原市鷺沼羽場町二丁目一八〇番地 磯野 孝博(持分一六二分の一)
岐阜県各務原市鷺沼羽場町二丁目一八〇番地

岐阜県各務原市鷺沼羽場町二丁目一八〇番地
に改める。

二 更正の決定をした年月日
平成二十五年三月二十二日

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年三月二十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人DTCN・知識から知恵を創りだす方法協会
- 三 代表者の氏名 江崎 通彦
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市長良宮路町一丁目三番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、世の中の様々な問題解決、改善、課題実現を実現可能な範囲内で最適化、実現する方法、即ち「知識から知恵を創りだす方法」(通称：DTCN手法)の利用普及と研究を推進することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十五年三月十一日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アセスメントネット

三代 表 者 の 氏 名 稲垣 朋廣

四 主たる事務所の所在地 岐阜県多治見市宝町五 九七レオパレス宝四〇七号

五 定款に記載された目的 この法人は、多治見市及び周辺地域のあらゆる市民を

対象に、社会環境の変化の中で、早急に解決しなければならぬ保健・福祉・医療や環境保全などの諸問題に対する支援のあり方や最適と考えられる時事を調査し自らも行動することにより、生活の質の向上や医療と福祉の増進、地域環境の保全などを、他団体との協力を広げながら進め、社会における公益の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び同条第二項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十五年四月五日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十五年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

（仮称）ゲンキー 関広見店

関市広見字川口一七番一 外

二 意見の概要

関市長の意見

・計画区域西側の国道は中学校の通学路となっているため、工事の期間含め、児童生徒の安全対策に配慮いただきたい。

（届出事項 新設）

平成二十六年岐阜県農業大学校入学試験の実施

岐阜県農業大学校学則（昭和五十七年岐阜県規則第五十二号）第九条の規定により、平成二十六年岐阜県農業大学校入学試験を次のとおり実施します。

平成二十五年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験方法

推薦入試及び一般入試

二 入学定員

三十名

三 受験資格

推薦入試 二十五名程度 一般入試 五名程度

四 受験手続

1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項に規定する者又は同法による高等学校を平成二十六年三月末日までに卒業する見込みの者であること。

2 推薦入試を受けようとする者は、県内高等学校長が推薦する者であること。

五 受験しようとする者は、次の書類をそろえ、岐阜県農業大学校に提出してください。

1 入学願書（指定用紙）

2 高等学校調査書等

3 推薦入試の場合は、県内高等学校長の推薦書（指定用紙）

五 入学願書受付期間

推薦入試 平成二十五年十月一日（火）から同月十六日（水）まで

区分	筆記試験	面接試験	小論文
推薦入試	無	有	有
一般入試	必須科目 国語総合 選択科目 数学、生物、農業科学基礎のうち のいずれか一科目	有	無

- 一般入試
- 一次募集 平成二十五年十二月九日(月) から平成二十六年一月十五日(水)まで
 - 二次募集(一次募集において欠員が生じた場合のみ実施)
平成二十六年二月二十日(木) から同年三月四日(火)まで
- なお、郵送による場合は、推薦入試、一般入試とも受付期間の最終日までの消印があるものに限って受け付けます。
- 六 入学試験料
千七百三十円に相当する額の岐阜県収入証紙を入学願書に貼り付けて納付してください(消印をしないこと)。
- 七 入学試験の日時、場所及び科目
- 1 試験日時
推薦入試 平成二十五年十月二十五日(金) 午前九時四十五分から午後四時まで
一般入試
一次募集 平成二十六年一月二十四日(金) 午前九時四十五分から午後四時まで
二次募集(実施する場合)
平成二十六年三月十日(月) 午前九時四十五分から午後四時まで
 - 2 試験場所
可児市坂戸九三八番地 岐阜県農業大学校
 - 3 試験科目

- 八 合格者の発表
- 1 発表の日時
推薦入試 平成二十五年十一月八日(金) 午前十時
一般入試
一次募集 平成二十六年一月三十一日(金) 午前十時
二次募集(実施する場合)
平成二十六年三月十四日(金) 午前十時
 - 2 発表方法
岐阜県農業大学校本館前に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格の結果を受験者本人に通知します。
- 九 試験結果の提供
- 平成二十六年年度岐阜県農業大学校入学試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。
- 1 提供する試験結果
筆記試験の科目別得点
 - 2 提供期間
合格発表の日の翌日から一か月間
 - 3 提供する場所
岐阜県農業大学校
 - 4 提供を受けるために必要な書類
ア 受験票
イ 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることが確認できる書類のうちいずれか一つ
- 十 その他
- 1 学科は、野菜・果樹学科及び畜産学科です。
 - 2 教育年限は二年で、全寮制です。
 - 3 授業料は、平成二十五年年度の場合、年額六万七千二百円です。
 - 4 受験に必要な指定用紙の請求及び受験手続については、岐阜県農業大学校又は各農林事務所にお問い合わせください。
 - 5 卒業者は、人事院規則上「短大卒」の資格を有する者に準じて取り扱われます。
 - 6 県内に就農する学生は、在学中に就農支援資金(就農研修資金)の貸付けを受け

ることができません。

7 入学試験料は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しません。

都道府県青年農業者等育成センターの名称の変更の届出に関する公示

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第五条第三項の規定により都道府県青年農業者等育成センターの名称を変更する旨の届出があつたので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都道府県青年農業者等育成センターの名称

社団法人岐阜県農畜産公社

二 変更後の都道府県青年農業者等育成センターの名称

一般社団法人岐阜県農畜産公社

三 変更の年月日

平成二十五年四月一日

農地保有合理化事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定により農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第四項の規定により公告する。

平成二十五年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 農地保有合理化事業規程を変更した農地保有合理化法人の名称

一般社団法人岐阜県農畜産公社

二 農地保有合理化事業の種類

1 農地売買等事業

- 2 農地売渡信託等事業
 - 3 農地貸付信託事業
 - 4 農業生産法人出資育成事業
 - 5 研修等事業
- 三 農地保有合理化事業規程の変更を承認した日
- 平成二十五年四月一日

土地改良区の解散

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項の規定により、次の土地改良区は解散したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	解 散 認 可 年 月 日
恵那市美濃東部土地改良区	平成二五・三・二六

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
金山西部地区	下呂市役所	平成二五・四・五から 二五・五・八まで

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
平成二十五年四月五日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
郡上南部地区	郡上市役所前掲示場	平成二五・五四・八五
中津川北部地区	中津川市役所	同平成二五・五四・八五

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。
平成二十五年四月五日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
ため池等整備事業	撫尾新地区	平成二五・三・一五

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により御嵩町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年四月五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関 御嵩町
- 二 作業種類 公共測量（世界測地系（測地成果二〇一一）への座標補正）
- 三 作業期間 平成二十五年二月十八日から 同 年三月二十二日まで
- 四 作業地域 可児郡御嵩町美佐野

市街地再開発組合の事業計画変更認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定により読み替えて準用する同法第十九条第一項の規定により公示する。
平成二十五年四月五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 市街地再開発組合の名称 大垣駅南街区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 平成二十四年十月十二日から 平成二十八年十月三十一日まで
- 三 施行地区 事業計画書において表示するとおり
- 四 事務所の所在地 大垣市宮町一丁目四番
- 五 設立認可の年月日

平成二十四年十月十二日
変更の内容

六 設計の概要、事業施行期間、資金計画及び添付図書（事業計画書において表示する
とおり）

七 変更認可の年月日

平成二十五年四月五日

市街地再開発組合の解散認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定により、平成
二十五年四月五日問屋町西部南街区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六
項の規定により公示する。

平成二十五年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

平成二十五年四月五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社